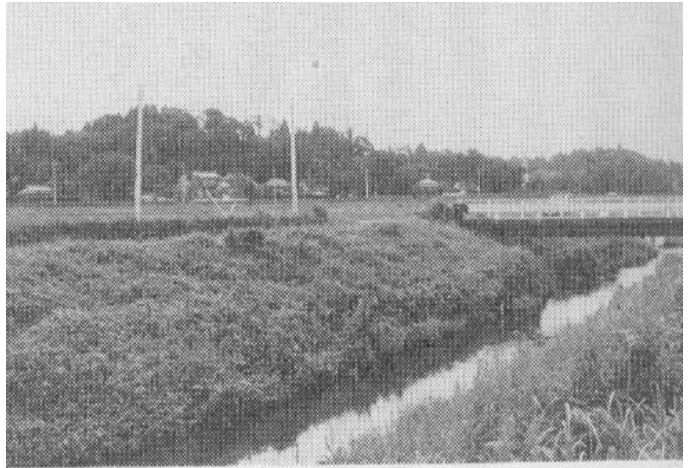


印東庄の成立

大土地所有制は、天平十五年(七四三)に發布された墾田永世私財法に端を発するといわれている。資力のある貴族や有力な寺社をはじめ、地方豪族や裕福な班田農民に至るまで、政府の許しを得て開発に着手した。まず灌漑施設を整備し、のちに墾田の開発をすすめるのを順序としていたようである。このような墾田は、近畿をはじめその周辺地域に著しく、これに対する東国は遠隔地であったため、開発のテンポは緩慢だったようである。墾田を開いたところには、事務所や収穫物をおさめる倉庫などの建物群がたち、これを荘と称した。この荘と墾田からなる結合体を荘(庄)園と呼んだのである。

初期荘園には、墾田を基礎に成立した自墾地系荘園と、すでに開かれていた耕地を売得や寄進によって集積した既墾地系荘園とが知られている。ところで、墾田は国に租税をおさめる輪租田であったが、有力者は次第にこれを不輪租化し、さらに検田使の立ち入りを拒むことのできる権限を入手して、不輪不入の荘園にかえていった。この為に、墾田からあがる収益は減少し、国家の財政が苦しくなると弱小の荘園に圧迫が加えられてくる。そこで、この抑圧からのがれ、収入を確実にするために、権力者に荘園を名目上の寄進をし、自らは荘官となって権利を保持しようとする動きが顕著となってくる。このようにして生まれた荘園を寄進地系荘園と呼んでいる。寄進をうけた権力者を本所とか領家とかよび、彼等は荘園を保護する代償として、その荘園からあがる収益の一部をおさめた。かの有名な藤原貴族の経済的な基盤の一つは、このような寄進地系荘園の集積からなっていたことは有名な話である。

さて、関東に存する荘園や御厨の成立の時期をみると、五〇数荘のうち、九世紀以前の荘園が九荘、一〇世紀以前が一荘と極めて少なく。外のすべては一一世紀に成立したといわれている。前者が初期荘園の形態をとるのに対して、



3-35図 高崎川からみた現在の尾上

市、富里町の地名と郷司、村司、公文、沙汰人の氏名が記されているので参考までに引用しよう。

□□□□印東御庄郷司村司等交名

合

- 篠塚調道清
 - 崎藤原行宗
 - 文屋頼里
 - 崎苜田重益
 - 平重用
 - 中沢苜田弘益
- 佐倉市大篠塚か小篠塚
- 佐倉市六崎か山崎
- 佐倉市六崎か山崎
- 富里町中沢

後者は概ね寄進地系荘園からなっている。先学の研究によれば、関東地方における在地領主の成立の時期は、一一世紀後半以降とみられ、特に房総においては、大私営田領主平忠常の没落後の荒廢の中から生まれたものと考えられている。そして、在地領主の生まれる時期が大開墾の時代であったと指摘されている。本項でとりあげる印東庄も、上記の敬意の中で成立した荘園の一つである。京都の醍醐寺に伝わる『醍醐雜事記』の裏文書に印東庄に関する記載がある。久寿二年(一一五五)ごろのもので、このころ、印東庄の荘官職である平常澄が、当社の預所職の菅原定隆と年貢の納入をめぐつて争い、その裁定を荘園領主に求めたものである。断簡のため詳細を知り得ないのが残念である。全部で三通あつて、そのうちの一通に「印東庄郷司村司交名」があり、本町をはじめ佐倉

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 柄藤則里 | <input type="checkbox"/> 柄は不明 |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 朽田平 | 朽田は不明 |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 代苅田貞綱 | 佐倉市上代か |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中臣忠兼 | |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 父 | |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 石橋苅田成家 | 酒々井町上岩橋・下岩橋か |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 小上藤原弘里 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 朽田平 |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 新橋朝原清里 | 富里町新橋 |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大手谷中臣忠澄 | 大手谷は不明 |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 平重吉 | |
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 成方 | |

とある。地名には篠塚、崎、中沢、柄、朽田、代、石橋、小上、新橋、大手谷がみられ、人名は苅田四名、藤原三名、平三名、中臣二名、文野一名、朝原一名、調一名、不明一名となる。彼等は常澄のもとで莊務を担当し、村郷を支配していたものと考えられる。

『吾妻鏡』の文治二年(一一八六)三月十二日の「関東御知行国国内、乃貢未済庄庄」の中に「印東庄(成就寺領)」とある。この記載によって印東庄は成就寺領であったことが知られる。成就寺については、近年刊行された『成田市史』中世・近世編に詳細な考証が試みられており、その成果によれば、京都の仁和寺の一塔頭である成就寺が該当するとし『吾妻鏡』の成就寺は、成就寺と書くべきところを誤って記されたものと判断された。いうまでもなく仁和寺は、仁和四年(八八八)宇多天皇の御願寺として営まれた名刹である。宇多天皇は菅原道真を登用し、藤原氏を抑えようとされた天皇としてよく知られている。実は、印東庄の預所職菅原定隆葉、菅原道真の後裔であり、かかる関係から、

宇多天皇―仁和寺―菅原家とはかなり親密な糸で結ばれていたようにうけとれないであろうか、仁和寺成就院説の可能性は案外このようなところにひそんでいるのかも知れない。

それでは、在地領主の平常澄とはいかなる人物であろうか。平忠常の曾孫常時の子で、上総介八郎として知られる広常の父にあたる人物である。印東庄は上総氏の所領であったのである。因みに、印東庄は、富里町中沢を東限、佐倉市佐倉を西限、成田市八代を北限としていたようである。南限については、八街町の北辺ぐらいを庄域にしていたように推定される。